

第14回大空町農業委員会総会議事録

平成30年7月27日第14回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に召集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 石原 せつえ 2番 江口 美世司 3番 石田 正俊
4番 苫米地 正幸 5番 澤井 忠雄 6番 丹羽 真治
7番 岡内 浩之 9番 長尾 照幸 10番 早川 敏幸
11番 渡邊 恵二 12番 伊藤 博幸 13番 井上 良幸
14番 田中 悟 15番 田中 秀雄 16番 齊藤 貞利
18番 岩原 秀嗣 19番 佐藤 廣治 20番 渡辺 誠
21番 石田 敦 22番 福田 重幸 23番 岡本 シゲ子
24番 遠藤 哲也 25番 長谷川 伸一 26番 永倉 誠二
27番 山神 正信

(2) 欠席者

8番 小久保 謙 17番 赤石 昌志

2. 職員等の出欠状況

事務局長 井上 透 主査 渡邊 豪

第14回大空町農業委員会総会議事録

午後1時25分

井上局長	<p>それでは、定刻よりもちょっと早いですがけれども皆さんお揃いですので、ただいまから大空町農業委員会第14回総会を始めたいと思います。</p> <p>それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p>前文から朗読いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(農業委員憲章朗読)</p>
井上局長	<p>次に、山神会長より御挨拶申し上げます。</p>
山神会長	<p>皆様御苦勞様でございます。</p> <p>今日は本当に暑い日で、道外視察に行った時と負けないぐらい暑い日が今日ぐらいから続いて、しばらく続くのかと思っております。</p> <p>麦も近々この温度で刈取りも始まるのかなと思っております。たくさん良いものがとれることを期待したいと思います。</p> <p>今月の17から20日の間、道外研修ということで、東京、山梨、長野、茨城県、委員18名と事務局1名で行って参りました。</p> <p>本当に猛暑の中で大変この3泊4日出席して頂きました皆さん、大変ありがとうございました。</p> <p>7月24日には、3町の農業委員の親睦交流会、パークゴルフ大会がございました。これについても、大変お忙しい中御出席を頂き誠にありがとうございます。またこれに際しまして景品をいただきました。今日欠席されてるわけなんですけれども赤石委員から、それと産業開発公社福田さんのほうから景品をいただいております。この場を借りまして御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。</p> <p>この暑さで本当に作物も順調にこれから推移していくと思います。</p> <p>この後、第14回の総会がございまして、忌憚のない御意見をいただいておりますようよろしくお願い申し上げます。簡単ですがご挨拶とかえさせていただきます。</p> <p>本日は誠にありがとうございます。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
井上局長	<p>6月25日開催の第13回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>

山神会長	<p>ただいまより第14回農業委員会総会を開催いたします。 ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。</p>
井上局長	<p>ただいまの出席委員は25名であります。 小久保委員、赤石委員から欠席の旨の連絡がありました。「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。 本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第6号までの合計17件であります。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、25番長谷川委員、26番永倉委員を指名いたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 利用権設定関係1番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成30年7月27日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 【議案第1号利用権設定関係1番説明朗読】 新規案件です。貸主の離農に伴うものです。 貸主が使用貸借の権利設定を希望しており、今回の申請となっております。図面については、1ページに掲載しております。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形</p>

	<p>態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号の利用権設定関係 1 番について採決しま す。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しま した。 次に利用権設定関係 2 番及び 3 番について、借主が同一で すので、一括して提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 1 号利用権設定関係 2 番から 3 番説明朗読】 この件につきましては、法人設立に伴う使用貸借の権利設定 です。 図面については、2 ページから 4 ページに掲載しております。 農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないこと を確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第 5 地区委員長より補足説明があればお願 いしま す。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利 用 形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われ ま す。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 2 番及び 3 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>はい。</p>
山神会長	<p>〇〇委員。</p>

委員	あのこれ、書き方の問題なんだと思うんですけども、経営面積のところで、今まで何もなかった人がゼロというような表示になっていますけれども下限面積って決まっていますよね。
渡邊主査	許可後に2ヘクタールを超えないとだめというのがあります。
委員	許可後なの。
渡邊主査	はい。
委員	そしたらこの00というのは不思議な話でないの。
渡邊主査	この場合、新規設立になって個人と法人は別人格になりますので、法人としては面積を持ってないということになります。 そのため今回権利設定をしてということになりますので、経営面積的には個人では持っていますけども、それを貸し付けるということなのでゼロとさせていただきます。
山神会長	よろしいですか。
委員	はい。
山神会長	その他ございませんか。なければこれにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の利用権設定関係2番及び3番について採決します。 本案は、原案のとおり決めるにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。 所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第5条の規定に基づき、農地の転用許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成30年7月27日

	<p>提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第2号所有権移転関係1番説明朗読】</p> <p>この件については、住宅の隣接地を雪置き場として利用したいため農地転用の申請が出ております。売買による所有権移転を予定しています。</p> <p>第4地区農業委員さんにより7月24日に現地確認をしており、既存施設の隣接地であるため、転用はやむを得ないという判断をいただいております。</p> <p>また、農地法第5条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しております。</p> <p>図面につきましては、5ページに掲載しております。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては7月24日に第4地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより議案第2号所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の所有権移転関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>

渡邊主査	<p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。平成30年7月27日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第3号所有権移転関係1番説明朗読】</p> <p>この件については、賃貸借から売買への移行の案件です。そのため、図面は省略しております。</p> <p>7月16日に第5地区農業委員によりあっせん会が開催されております。また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>譲受人の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、18.0ha、労働力は3人です。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>第5地区農業委員により7月16日にあっせん会を開催しております。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号の所有権移転関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に所有権移転関係2番について提案理由の説明を求めます。</p>

渡邊主査	<p>渡邊主査。</p> <p>【議案第3号所有権移転関係2番説明朗読】</p> <p>賃貸借から売買への移行の案件です。そのため図面は省略しております。</p> <p>7月11日に第4地区農業委員によりあっせん会が開催されております。また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>譲受人の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、38.5ha、労働力は3人です。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>第4地区農業委員により7月11日にあっせん会を開催しております。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより所有権移転関係2番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に所有権移転関係3番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第3号所有権移転関係3番説明朗読】</p> <p>譲渡人が離農することに伴う新規案件です。図面は6ページに掲載</p>

	<p>しております。</p> <p>7月11日に第3地区農業委員によりあっせん会が開催されております。また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>譲受人の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、20.0ha、労働力は3人です。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>第3地区農業委員により7月11日にあっせん会を開催しております。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係3番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより所有権移転関係3番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係1番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第3号利用権設定関係1番説明朗読】</p> <p>この件については更新の案件です。そのため図面を省略しております。</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>譲受人の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、29.3ha、労働</p>

	<p>働力は4人です。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」を議題とします。 1番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法第15条第1項及び同条第2項に基づく調整を行った結果、農地保有合理化法人による買入が必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするよう要請することについて審議を求める。平成30年7月27日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第4号1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、申出者が貸付していた農地を借主である〇〇氏に売買するものです。</p> <p>申出者よりあっせんの申出を受け、第1地区農業委員さんにより昨年12月21日にあっせん会を行っております。</p> <p>〇〇氏が公社からの買受け予定者になります。買受予定者の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、52.6ha、労働力は2人です。あっせんによる売買価格は、10a当たり20万円、総額939万4千円です。</p> <p>あっせんの結果、買受け希望者において売買価格の負担も大きいので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したいとの事で、買入協議の要請が適当となりました。図面は、賃貸借からの</p>

	<p>移行ですので省略しております。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第1地区副委員長より補足説明があればお願いします。</p>
副委員長	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号の1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に2番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第4号2番説明朗読】 この件につきましては、申出者が貸付していた農地を借主である〇〇氏に、その隣接地を別の借主に貸付けしておりましたが、離農に伴い、その農地も含めて売買するものです。 申出者よりあっせんの申出を受け、第3地区農業委員さんにより6月6日にあっせん会を行っております。 〇〇氏が公社からの買受け予定者になります。買受予定者の経営面積は、議案に掲載している農地を含めず、62.6ha、労働力は4人です。 あっせんによる売買価格は、畑が10a当たり9万円、採草草が10a当たり4万5千円総額617万円です。 あっせんの結果、買受け希望者において売買価格の負担も大きいので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したいと</p>

	<p>の事で、買入協議の要請が適当となりました。図面は、7ページに掲載しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第4号の2番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に3番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第4号3番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、申出者が貸付していた農地を借主である〇〇氏に売買するものです。</p> <p>申出者よりあっせんの申出を受け、第5地区農業委員さんにより5月15日にあっせん会を行っております。</p> <p>〇〇氏が公社からの買受け予定者になります。買受予定者の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、27.8ha、労働力は3人です。あっせんによる売買価格は、10a当たり36万円、総額1610万円です。</p> <p>あっせんの結果、買受け希望者において売買価格の負担も大きいので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したいとの事で、買入協議の要請が適当となりました。図面は、賃貸借からの</p>

	<p>移行ですので省略しております。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより3番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号の3番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に4番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第4号4番説明朗読】 この件につきましては、申出者が離農に伴うことにより、農地を売買するものです。 申出者よりあっせんの申出を受け、第4地区農業委員さんにより6月11日にあっせん会を行っております。 〇〇氏が公社からの買受け予定者になります。買受予定者の経営面積は、議案に掲載している農地を含めず、19.9ha、労働力は2人です。 あっせんによる売買価格は、10a当たり22万円、総額855万8千円です。 あっせんの結果、買受け希望者において売買価格の負担も大きいので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したいとの事で、買入協議の要請が適当となりました。図面は、8ページに掲</p>

	<p>載しております。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いいたします。</p>
委員長	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより4番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号の4番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により 〇〇委員の退席を求めます 暫時休憩とします。</p>
山神会長	<p>(〇〇委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に5番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第4号5番説明朗読】 この件につきましては、申出者が貸付していた農地を借主である〇〇氏に売買するものです。 申出者よりあっせんの申出を受け、第5地区農業委員さんにより6月16日にあっせん会を行っております。 〇〇氏が公社からの買受け予定者になります。買受予定者の経営面</p>

	<p>積は、議案に掲載している農地を含めず、24.2ha、労働力は4人です。</p> <p>あっせんによる売買価格は、305番2から308番3までが10a当たり30万円、それ以外が10a当たり24万円、総額1,888万1千円です。</p> <p>あっせんの結果、買受け希望者において売買価格の負担も大きいので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したいとの事で、買入協議の要請が適当となりました。図面は、賃貸借からの移行ですので省略しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより議案第4号の5番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第4号の5番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>関連がありますので、所有権移転関係1番及び利用権設定関係1番について、一括して提案理由の説明を求めます。</p>

<p>渡邊主査</p>	<p>渡邊主査。</p> <p>議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。平成30年7月27日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第5号所有権移転関係1番及び利用権設定関係1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、農業経営基盤強化促進法の特例を使い、農地所有適格化法人の構成員に対し所有権移転を行い、贈与した農地を法人に対し同時に貸付けるものです。</p> <p>今回は親子間の贈与を行い、法人に対して使用貸借の権利設定を行うものです。</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>法人の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、45.1haです。なお、図面につきましては、親子間の贈与のため、省略しております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>山神会長</p>	<p>これより、所有権移転関係1番及び利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>
<p>委員</p>	<p>(無しの声)</p>
<p>山神会長</p>	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第5号所有権移転関係1番及び利用権設定関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>(異議なしの声)</p>
<p>山神会長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第6号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。</p> <p>1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>

渡邊主査	<p>議案第6号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規定に基づき下記の通り申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。平成30年7月27日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第6号1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、6月6日に第4地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。</p> <p>申請地は、巴沢地番が雑種地、大東174番4が山林、大東175番18が宅地となっており、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。なお、図面につきましては9ページに掲載しておりますのでご参照願います</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、現地調査された第4地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、6月6日に第4地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが、結果については事務局の説明のとおりです。</p> <p>以上です</p>
山神会長	<p>これより1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第6号の1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に2番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第6号2番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、7月25日に第5地区の農業委員さんに現</p>

	<p>地調査して頂いております。</p> <p>申請地は雑種地となっており、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。なお、図面につきましては10ページに掲載しておりますのでご参照願います</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、現地調査された第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、7月25日に第5地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが、結果については事務局の説明のとおりです。</p> <p>以上です</p>
山神会長	<p>これより2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第6号の2番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会規則第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。</p> <p>平成30年7月27日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p>
山神会長	<p>【報告第1号説明朗読】</p> <p>この件について何かご意見ございませんか。</p>

委員	(無しの声)
山神会長	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで総会を閉じます。ご苦労様でした。</p> <p>引き続き、委員協議会を開催いたしますので、よろしく申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 1 5 分)</p>

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____